



埼玉県報

号外第 4 号
令和 8 年 (2026 年)
1 月 23 日
金曜日

目 次

告示

- 直接請求のための署名収集の禁止 (選挙管理委員会)
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙時登録の登録基準日等 (選挙管理委員会)
- 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日 (選挙管理委員会)

告 示

埼玉県選管告示第四号

衆議院の解散により、衆議院議員総選挙が行われることとなつたため、令和八年一月二十四日から令和八年二月八日までの間、埼玉県の区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和八年一月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰宏芳

告 示

埼玉県選管告示第五号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二十二条第三項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日及び登録日は、次のとおりである。

令和八年一月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏芳

一 登録基準日 令和八年一月二十六日

（ただし、年齢については令和八年二月八日）

二 登録日 令和八年一月二十六日

告 示

埼玉県選管告示第六号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百四十四条の二第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、令和八年一月二十七日とする。

令和八年一月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰宏芳

昭和